



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和5年3月10日（金）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
生活衛生課	衛生指導係	酒井 貴志	内線 3416 直通 058-272-8281 FAX 058-278-2627

公衆浴場入浴料金統制額の改定について

～公衆浴場入浴料金統制額が改定されます（令和5年4月1日適用）～

県は、公衆浴場入浴料金の統制額について、岐阜県公衆浴場入浴料金審議会に諮問し、令和5年2月28日に出された答申に基づき、下記のとおり改定します。

記

1 公衆浴場入浴料金統制額の改定

区分	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
料金	500円 (現行460円)	180円 (現行160円)	100円 (現行80円)

2 改定の理由

一般公衆浴場の経営環境は、燃料費の高騰等を要因とした経費負担の増加により、今後も厳しいものと見込まれるため。

3 改定の時期

令和5年4月1日

※ 公衆浴場法に基づき許可された一般公衆浴場（いわゆる銭湯）の入浴料金は、物価統制令の適用を受け、知事が統制額（上限金額）を指定することとされています。

※ なお、前回の改定は、令和元年10月1日です。

大人：420円	→	460円
中人：150円	→	160円
小人：70円	→	80円